

年金受給者向け 年末調整と確定申告の要否 簡単解説ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年7月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

1.給与所得（年末調整の有無）の確認

給与収入がある場合

- 勤務先が1か所で年末まで在職している場合、給与所得については勤務先で年末調整が行われ、所得税はそこで精算されます。ただし、年金収入は年末調整で精算できないため、給与以外の所得がある場合は別途確定申告が必要となる可能性があります。
- 年の途中で退職し年末調整を受けていない場合や、2か所以上から給与を得ている場合、または給与収入が2,000万円を超える場合などは、年末調整だけでは所得税の精算が完了しません。このような場合は後述の収入合計に応じて確定申告が必要です。

給与収入がない場合（年金のみの場合）

- 年末調整は行われません。次のステップで、公的年金等の収入額およびその他の所得状況に基づき確定申告の要否を判断します。

2.公的年金等の収入金額とその他の所得の確認

公的年金等の収入合計が400万円以下かつ年金以外の所得金額が20万円以下の場合

- **原則として所得税の確定申告は不要です。**これら2つの条件を満たす年金受給者は「確定申告不要制度」の適用対象となり、税務署への申告義務が免除されます。
 - 確定申告不要の場合でも、医療費控除や生命保険料控除など各種所得控除を適用して源泉徴収された税金の還付を受けたい場合は、確定申告（還付申告）を行うことができます。年金受給者は年末調整がないため、生命保険料控除や地震保険料控除なども確定申告で手続きする必要があります。
 - また、公的年金等以外の所得が20万円以下で確定申告不要の場合でも、住民税について別途市区町村への申告が必要となる場合があります（所得税の申告を省略できても住民税は申告が求められるケースがあります）。

公的年金等の収入合計が400万円を超えるまたは年金以外の所得金額が20万円を超える場合

- **所得税の確定申告が必要です。**年金収入とその他の所得を合算して所得税を再計算するため、税務署への申告と精算が求められます。
 - 特に、公的年金に加えてパート収入など給与所得が20万円超えるケースでは、年末調整のみでは税額の精算が完了しないため確定申告が必要となります。例えば、公的年金収入が400万円以下でもパート収入から給与所得控除を差し引いた『給与所得の金額』が20万円を超える場合には確定申告が必要です。

3.追加の考慮事項

年の中途退職と税金の精算

- 年の途中で退職し、その後年末まで再就職せずに公的年金を受給した場合、退職した年は年末調整を受けられず源泉徴収された所得税が過納となっている可能性があります。
- この過納税額は、翌年以降に確定申告（還付申告）を行うことで返還を受けられます。過去5年以内であれば還付申告が可能ですので、該当する場合は早めに手続きを行いましょう。

各種控除の適用漏れに注意

- 年金受給者は年末調整の機会がないため、扶養控除や配偶者控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、寄附金控除（ふるさと納税等）が年内に適用されていない場合があります。
- これらの控除を受けて税負担を軽減するには、確定申告で申告する必要があります。控除証明書（例：生命保険料控除証明書、医療費の明細など）を準備し、確定申告書に適切に反映させましょう。

源泉徴収されていない所得への対応

- 公的年金等以外に、源泉徴収されていない所得（例：国外で支給される年金など）がある場合は、その金額にかかわらず確定申告が必要となることがあります。
- 源泉徴収の有無に応じて適用される制度が異なるため注意が必要です。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。